

規制の事前評価書(要旨)「簡素化」

規制の名称	欠格事由の緩和	
担当部局	法務省大臣官房司法法制部審査監督課	
評価実施時期	平成30年3月	
規制の目的, 内容及び必要性等	<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第11条第2号において, 成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として, 「成年被後見人等の権利が尊重され, 成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう, 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え, 必要な見直しを行うこと」とされている。</p> <p>また, 成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)において, 現在, 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)が数多く存在していることが, 成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ, これらの見直しを速やかに進めることとされている。</p> <p>これを踏まえ, 債権管理回収業の許可制度における成年被後見人等に係る欠格条項についても, 内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われており, 「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」(平成29年12月1日第9回内閣府成年後見制度利用促進委員会)において見直すこととされている。</p> <p>そこで, 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより, 債権管理回収業の許可制度自体は見直さないものの, 欠格事由から成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者を削除するとともに, 個別審査規定(心身の故障がある者の適格性に対する個別的, 実質的な審査によって業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定)を新設する。</p>	
	法律又は政令の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)(債権管理回収業に関する特別措置法部分)
直接的な費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>申請者の役員等に対する個別審査において, 心身の故障により債権管理回収業に係る業務を適正に行うことができないか否かを判断するために必要な資料としては, 第一次的には代表者等から提出を受けた「誓約書」が想定されているが, 誓約書の提出自体は従前から求めているものであり, 新たな情報を提供するための費用は直ちには生じない。また, 審査手続についても, 従前から実施している書面審査や立入検査の際のヒアリング等により, 基本的に規制緩和前と同様に行われることが想定されている。上記に加え, 平成11年の法施行以来, 一旦許可を受けた後に「成年被後見人若しくは被保佐人」等であるとの欠格事由に該当して許可取消となった事例が存在しないことにも照らせば, 規制緩和による「遵守費用」及び「行政費用」は, 特段発生しないといえる。</p>	
(行政費用)		
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響等	
	成年被後見人等の欠格事由を削除して個別審査規定を設置するものであることから, 特段想定されない。	
その他の関連事項	今回, 事前評価をするに当たっては, 「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」(平成29年12月1日第9回内閣府成年後見制度利用促進委員会)を参考とした。	
事後評価の実施時期等	—	
備考		